

保護者様

安中市立磯部小学校
校長 城田 敬子

学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さんの具合はいかがでしょう。今回診断された疾病は、学校で予防すべき感染症に指定されています。そのため、医師からの登校許可が出るまで学校はお休みしてください。この期間は欠席ではなく出席停止扱いとなります。

病気が治癒して登校する際には、別紙「治癒証明書」を医師に記入していただき、学校へ提出して下さい。

記

	対 象 疾 患	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 南米出血熱、痘そう、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ペスト、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウ イルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病 原体がコロナウイルス属MERS コロナウイルスで あるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がイン フルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであ ってその血清亜型がH5N1であるものに限る。	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては3日)を経過するまで ・特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な 抗菌剤による治療が終了するまで ・解熱後3日を経過するまで ・耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消失した後2日を経過するまで ・病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで ・同上 ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1 日を経過するまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで

⑨ 上記第2種の出席停止期間は基準であり、医師の診断結果によりこの限りではありません。

群馬県においては、第3種のその他の伝染病については、定めないとしています。

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、出席可能になりましたら、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

学校長 様

治癒証明書

_____年 組 氏名

診断名

上記のものは、____月____日より出席停止になっていましたが、感染のおそれ
なくなりましたので、____月____日より出席可能です。

備 考

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

Ⓜ